

定住自立圏構想の概要について

1 定住自立圏構想とは



- 平成20年に国（総務省）が創設した市町村間連携の新たな取り組みであり、法律ではなく、柔軟な運用が可能となる「要綱」に基づく。
- 地方から大都市圏への人口流出を抑制するため、地方の中心的都市を中心とした圏域全体で必要な生活機能を確保することで、地方圏への人口定住を図る。
- 人口5万人程度以上（少なくとも4万人超）で昼間人口が多い都市が中心市宣言を行うことで「中心市」（本圏域では玉名市）となり、生活・経済面で関わりの深い「近隣市町村」（本圏域では玉東町、和水町及び南関町）が自らの意思で協定を締結し、定住自立圏を形成する。
- 中心市は、圏域全体の将来像や、近隣市町村と役割分担し、連携・協力して取り組む具体的事業を盛り込んだ「定住自立圏共生ビジョン」を策定する。

2 全国の取組状況

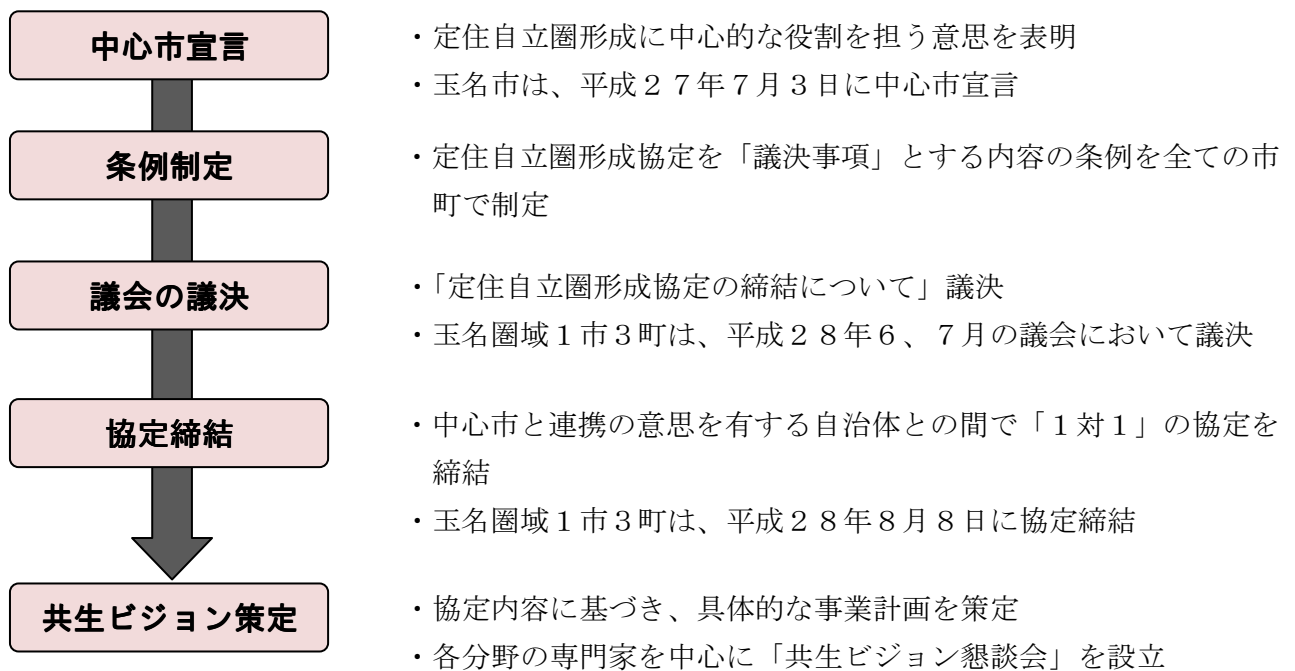
● 全国の取組状況（平成28年8月1日現在）

宣言中心市	128市	中心市宣言を行った市の数
定住自立圏	110圏域	定住自立圏形成協定の締結又は定住自立圏形成方針の策定により形成された定住自立圏の数
ビジョン策定市	99市	定住自立圏共生ビジョンを策定した宣言中心市の数

● 熊本県内の取組状況（平成28年8月1日現在）

中心市	近隣市町村	中心市宣言	協定締結 又は 方針策定	ビジョン策定
大牟田市	福岡県柳川市、みやま市 （*追加）荒尾市、南関町、長洲町	H21.8.28	H22.10.8 H25.3.28*	H23.3.31 H28.3.31
山鹿市	※合併1市型	H21.9.1	H22.3.18	H23.1.31
天草市	※合併1市型	H23.2.28	H23.12.20	H25.3.28
人吉市	錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、 五木村、山江村、球磨村、あさぎり町	H26.3.24	H27.1.14	H27.5.12
八代市	氷川町 （*追加）芦北町	H26.9.25	H27.3.23 H28.3.24*	H27.11.17
菊池市	※合併1市型	H26.12.12	H27.9.18	H28.3
玉名市	玉東町、和水町、南関町	H27.7.3	H28.8.8	

3 定住自立圏形成の手順



4 これまでの経緯について

- 玉名市長が定住自立圏構想への取り組みを指示 平成26年4月
- 定住自立圏構想に関する検討会 平成26年5月～
市町の担当課職員で定住自立圏構想に沿って連携・協力できる取り組み内容を検討。
- 中心市宣言 平成27年7月3日
平成27年第3回定例会（6月議会）の閉会后、市長が中心市宣言を行う。
- 玉名圏域定住自立圏形成準備会議幹事会 平成27年9月～
協定内容の検討・調整等を行うため市町の定住自立圏担当部課長で構成。随時開催。
- 玉名圏域定住自立圏形成準備会議分科会
①医療福祉、②子育て、③高齢福祉、④生涯学習、⑤農林水産、⑥防災、⑦商工観光、⑧環境、⑨企画、⑩総務、⑪消費生活、⑫建設、の分野毎に「分科会」を設置し、連携して取り組む事業を検討。
- 各市町議会において「協定の締結について」議決 平成28年6月～7月
- 玉名圏域定住自立圏形成協定の締結 平成28年8月8日
1市3町で協定書の合同調印式を行い、協定書を締結。
- 第1回玉名圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会 平成28年9月7日

5 定住自立圏構想の利点

- 圏域の一体性の向上
玉名圏域1市3町の連携により、地域活性化等の施策を広域的な観点で実施することができ、圏域のさらなる一体性が向上するとともに、スケールメリット等による効率化が図られる。
- 国における各種支援の例
 - ア 包括的財政措置（特別交付税）
 - ・中心市については、1市当たり年間8,500万円程度を基本として、人口、面積等を勘案して上限額を算定
 - ・近隣市町村については、1市町村当たり年間1,500万円を上限
 - イ 病診連携等による地域医療（特別交付税）
 - ・病診連携等の事業に要する市町村の負担金に対して0.8を乗じた額（上限800万円）を措置する。
 - ウ その他各省庁における支援等
 - ・補助金等の採択や交付金の交付に当たって、一定程度の配慮を行う。